

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	
※備考	

新 設 届 出 書

令和7年11月28日

群馬県知事 様

〈設置者〉

氏名又は名称 群馬トヨペット株式会社
法人代表者氏名 代表取締役 大山 駿作
住 所 群馬県前橋市石倉町2丁目6番地5
電 話 番 号 027-251-5124

大規模小売店舗を新設するので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 （仮称）トヨペット亀里プロジェクト
所在地 群馬県前橋市亀里町395番 他

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- （1）大規模小売店舗を設置する者
別紙1の建物設置者一覧参照（8頁）
（2）大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙1の小売業者一覧参照（8頁）

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和9年7月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,683 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数	備 考	
		駐車場の種類	契約形態
建物東側・南側 (17 頁：建物配置図〔図面 4〕①駐車場)	58 台	建物外平面駐車場 (自走式)	自 社
合 計	58 台		

※立地法指針必要台数 58 台＝届出台数 58 台

※従業員駐車場は、別途確保する

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物東側 (17 頁：建物配置図〔図面 4〕②駐輪場)	4 台
合 計	4 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物南側 (17 頁：建物配置図〔図面 4〕③荷さばき施設)	66 m ²
合 計	66 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物南側 (17 頁：建物配置図〔図面 4〕④廃棄物保管施設)	21.0 m ³
合 計	21.0 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別紙1 小売業者一覧のとおり (8 頁)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の位置	駐車時間帯
建物東側・南側 (17 頁：建物配置図〔図面4〕①駐車場)	午前9時30分から 午後7時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場の位置	自動車の出入口	
	数	位置
建物東側・南側 (17 頁：建物配置図〔図面4〕①駐車場)	1箇所	出入口A
合計	1箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

荷さばき施設の位置	荷さばき時間
建物南西側 (17 頁：建物配置図〔図面4〕③荷さばき施設)	午前6時から 午後9時まで

7 添付書類 (法第5条第2項、省令第4条第1項)

(1) 法人にあってはその登記簿の謄本

・登記簿の謄本

太陽自動車株式会社 (別添のとおり)

(2) 主として販売する物品の種類

(別紙1の小売業者一覧 8 頁)

(3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

・建物の位置を示す図面 別添の 17 頁：建物配置図 (図面4) のとおり

・店舗部分の配置を示す図面 別添の 18 頁：平面図兼求積図 (図面5) のとおり

(4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

①必要な駐車台数

$$A \times S \times 0.144 \times C \div D \times E = 1,050 \times 1.683 \times 0.144 \times 0.70 \div 2.0 \times 0.65 \div 58 \text{ 台 } (\alpha)$$

②算出根拠

計 算 式 の 項 目		算 出 等 の 根 拠
地 区	その他地区	用途地域（無指定地域）
S：店 舗 面 積	1.683 千㎡	別添の 18 頁平面図兼求積図（図面 5）による
A：店舗面積当たり日来店客数 原単位（人／千㎡）	1,050 人／千㎡	その他地区：人口 40 万人未満 店舗面積 10 千㎡未満：1100－30 S
B：ピーク率	14.4%	指針による
C：自動車分担率	70%	その他地区、人口 10 万人以上 40 万人未満
D：平均乗車人員	2.0 人／台	店舗面積 10,000 ㎡未満
E：平均駐車時間係数	0.65	10,000 未満：(30+5.5s)/60

③小売店舗以外の施設が併設されている場合の必要駐車台数の算出方法

ア 小売店舗に併設施設を含めて必要駐車台数を算出する方法

(i) 小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合は、当該併設施設のための必要駐車台数（β）を（α）に加算した台数が、全体の必要駐車台数となる。

該当なし

(ii) 小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合で、当該併設施設の延べ床面積が大規模小売店舗の店舗面積の 2 割以下であるときは、必要駐車台数は α 台となる。

該当なし

④必要駐車台数の合計 （α）＝58 台

駐車場の設置台数は、58 台であるため、充足できると考えます。

(5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

- ・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したもの及び算出根拠
別紙2のとおり (9 頁)

(6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方向別の来客について設定する案内経路を記載したもの
別紙3のとおり (10 頁)

(7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

位 置	時 間 帯	自動車の台数
建物南西側 (17 頁：建物配置図〔図面4〕) ③荷さばき施設	午前6時から 午後9時まで	1 時間 2 台 (ピーク時) 1 日当たり 3 台

<運行スケジュール>

荷さばき時間帯	搬出入車両台数 (③荷さばき施設)
午前 6 時～午前 7 時まで	
午前 7 時～午前 8 時まで	
午前 8 時～午前 9 時まで	2 台
午前 9 時～午前 10 時まで	
午前 10 時～午前 11 時まで	
午前 11 時～午後 12 時まで	
午後 12 時～午後 1 時まで	1 台
午後 1 時～午後 2 時まで	
午後 2 時～午後 3 時まで	
午後 3 時～午後 4 時まで	
午後 4 時～午後 5 時まで	
午後 5 時～午後 6 時まで	
午後 6 時～午後 7 時まで	
午後 7 時～午後 8 時まで	
午後 8 時～午後 9 時まで	
合 計	3 台

(8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
無

(9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面

①冷却塔等を設置する位置を示す配置図

別添図面（20 頁：騒音発生源位置図〔図面 7〕）のとおり

②稼働予定時間帯

設備名	図面上の位置	稼働時間帯
空調用室外機 S1～S16	別添図面 20 頁：騒音発生源位置図〔図面No. 7〕	午前 9 時から 午後 8 時まで
換気口 K1～K45		午前 9 時から 午後 8 時まで
キュービクル QB		24 時間

(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
別紙 4 のとおり（11 頁）

(11) 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
別紙 5 のとおり（12 頁）

(12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
別紙 6 のとおり（13 頁）

(13) 要綱に基づく附属書類（要綱第5条第2項）

①生活環境圏の設定図

別添図面（14 頁：生活環境圏の設定図〔図面1〕）のとおり

②周辺図

別添図面（15 頁：周辺図〔図面2〕）のとおり

③住宅地図

別添図面（16 頁：住宅地図〔図面3〕）のとおり

④求積図及び求積表

別添図面（18 頁：平面図兼求積図〔図面5〕）のとおり

⑤騒音発生源となる設備機器の位置を建物立面図におとした図面

別添図面（19 頁：騒音発生源立面図〔図面6〕）のとおり

別紙 1

建物設置者一覧

小売業者名	代表者氏名	住所
群馬トヨペット株式会社	代表取締役 大山 駿作	群馬県前橋市石倉町2丁目6番地5

小売業者一覧

小売業者名	代表者氏名	住所	主要 販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
群馬トヨペット株式会社	代表取締役 大山 駿作	群馬県前橋市石倉町 2丁目6番地5	自動車等	1,682.95 m ²	午前10時	午後7時

A：上記面積の合計 1,682.95 m²

B：共用面積 0 m²

C：店舗面積（A＋B）： 1,682.95 m²

○駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

- ・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したもの及び算出根拠

方面別来店予測範囲図（広域）（21 頁）、車両経路図（周辺）（22 頁）のとおり

①年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に予想される来客等の自動車の方向別台数の予測結果（方 面 別）

予測来台数 合計	①方面 から	②方面 から	③方面 から	④方面 から	⑤方面 から	⑥方面 から
54 台	10 台	31 台	7 台	10 台	23 台	8 台
比率 (100%)	11.7%	34.7%	7.7%	10.8%	26.5%	8.6%

（駐車場出入口別）

	自 動 車 の 出 入 口	
	A	合計
予測来台数（台）	89 台	89 台
分担比率（%）	100%	100%
駐車待ちスペース（m）	—	—
指針に基づく必要な駐車待ちスペース(m)	—	—
算出のための計算式	—	—

※ 出入口にゲートは設けず、自走式発券ブース等はありません。

※ 出入口 B の前面道路は、農業用水路が並走している為、お客様への誘導は行わない。

②方向別台数の予測のための算出根拠

- ・想定商圏人口（方面別ごとの人口及び比率）

	①方面 から	②方面 から	③方面 から	④方面 から	⑤方面 から	⑥方面 から
全世帯数 (24,099 世帯)	2,810 世帯	8,372 世帯	1,860 世帯	2,593 世帯	6,383 世帯	2,081 世帯
比率 (100%)	11.7%	34.7%	7.7%	10.8%	26.5%	8.6%

商圏図及び方面別来店予測範囲図：方面別来店予測範囲図（21 頁）参照

別紙 3

○来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・大規模小売店舗の施設周辺図上等に方面別の来客について設定する案内経路を記載したもの

①案内経路

経路案内図（22 頁：図面 NO.9 車両経路図（周辺））のとおり

②案内方法

項 目	具 体 的 内 容
案内表示（看板等）の設置	敷地に案内看板を設置予定
交通整理員の配置	配置場所：出入口付近 人数：オープン時・繁忙時、出入口に状況に応じて配置
混雑時間帯や経路等に関する 情報提供	・オープン時チラシやHPに来店経路を記載予定 ・混雑時間帯は来店予定客より問い合わせがある際に情報提供を行う

別紙 4

○平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果とその算出根拠

騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値

予測地点	類型（用途地域）	基準値	
		昼間	夜間
A、B、C、D 地点	B 類型 （無指定地域）	55 dB 以下	45 dB 以下

※予測地点の位置及び用途地域は別添図面（20 頁：騒音発生源位置図〔図面 7〕）のとおり

< 昼間の等価騒音レベルの予測結果 >

予測地点	等価騒音レベル	昼間の基準値	評価
A 地点（H：1.2m）	43dB	55dB 以下	○
B 地点（H：1.2m）	47dB	55dB 以下	○
C 地点（H：1.2m）	46dB	55dB 以下	○
D 地点（H：1.2m）	55dB	55dB 以下	○

※予測地点ごとの詳細及び算出根拠は、騒音報告書 9, 10 頁に記載

< 夜間の等価騒音レベルの予測結果 >

予測地点	等価騒音レベル	夜間の基準値	評価
A 地点（H：1.2m）	10dB	45dB 以下	○
B 地点（H：1.2m）	13dB	45dB 以下	○
C 地点（H：1.2m）	17dB	45dB 以下	○
D 地点（H：1.2m）	12B	45dB 以下	○

※予測地点ごとの詳細及び算出根拠は、騒音報告書 9, 10 頁に記載

—評価—

等価騒音レベルの予測結果は、全地点で環境基準値以下となっておりますので、周辺環境に及ぼす影響は軽微であると思われます。

なお、周辺から苦情があった場合には誠意をもって対応します。

別紙 5

○夜間における騒音の予測結果とその算出根拠

騒音規制法における夜間（午後 9 時から午前 6 時）の規制基準値に基づく当該出店地域の指定及び規制基準値

予測地点	用途地域	区域	規制基準値
a	無指定地域	第二種区域	45 d B 以下

※予測地点の位置及び用途地域指定は、別添図面（20 頁：騒音発生源位置図〔図面 7〕）のとおり

夜間騒音レベル最大値の結果一覧（定常騒音・自敷地境界）

対象騒音源	基準距離においての 各騒音源の騒音レベル (d B)	予測地点
		a
キュービクル QB	50.0	33.0
規制基準値 (d B)		45
用途地域		無指定地域（第 2 種区域）

※各予測地点における最大値を記載。

※予測地点ごとの詳細及び算出根拠は、騒音報告書 11 頁に記載。

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の予測結果は、自敷地境界で基準値以下となっておりますので、周辺環境に及ぼす影響は軽微であると思われます。

なお、周辺から苦情があった場合には誠意を持って対応致します。

別紙6

○必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

【指針の計算式に基づき算出】

店舗面積		1683		m ²
	6000以下	6000以下	1683	m ²
	6000以上	6000以上	0	m ²
保管日数			1	日

廃棄物種類	A 1日あたり廃棄物排出量 指針原単位(単位 t/1000㎡) × S (t)				B 平均保管 日数	C 見かけ比重(t/㎡)		排出予測量 A×B÷C (㎡)
	店舗面積: S(1000㎡)		排出量 原単位			係数範囲 (t/㎡=kg/L)	使用係数	
紙製廃棄物	6000㎡以下	×	0.208	0.3501	1	0.10	0.10	3.501
	6000㎡超	×	0.011	0.0000				
	計		0.3501					
金属製 廃棄物	6000㎡以下	×	0.007	0.0118	1	0.10-0.15	0.10	0.118
	6000㎡超	×	0.003	0.0000				
	計		0.0118					
ガラス製 廃棄物	6000㎡以下	×	0.006	0.0101	1	0.10-0.30	0.10	0.101
	6000㎡超	×	0.002	0.0000				
	計		0.0101					
プラスチック製 廃棄物	6000㎡以下	×	0.020	0.0337	1	0.01-0.04	0.01	3.366
	6000㎡超	×	0.003	0.0000				
	計		0.0337					
生ゴミ等	6000㎡以下	×	0.169	0.2844	1	0.55	0.55	0.517
	6000㎡超	×	0.020	0.0000				
	計		0.2844					
その他 可燃性 廃棄物等	面積に寄らず		0.054	0.0909	1	0.38	0.38	0.239
			0.0909					
D: 小売店舗必要保管容量の小計								7.84

併 設 施 設 等	施設等の種類	算 出 根 拠	必要保管容量
	なし		0 m³
	E:併設施設等の必要保管容量の小計		0 m³
必 要 保 管 容 量 合 計 (D+E)			7.84 m³

届 出 保 管 容 量				21.0 m ³
-------------	--	--	--	---------------------